



# 資 料

1	策定経過	169
2	摂津市総合計画審議会	170
3	市民参画の取組み	178
4	庁内策定体制	190
5	第4次摂津市総合計画の施策指標一覧	194
6	第4次摂津市総合計画にかかる分野別計画一覧	205
7	用語解説	207

# 資料

## 1 策定経過

年 月	庁内策定体制	総合計画審議会・市民参画
平成 20 年		
5月	* 策定方針決定	
7月	* 総合計画策定のための職員アンケート実施	
8月	* 第1回研修会開催 * 第3次総合計画総括	* 摂津市のまちづくりに関する市民意識調査実施
9月	* 総括ヒアリング実施	* 摂津市の人口移動に関するアンケート調査実施
10月	* 策定委員会設置 (～平成22年8月まで、策定委員会・計7回、幹事会・計10回開催)	* 摂津市のまちづくりについての意見募集
11月	* 実務担当者会議設置 (～平成21年6月まで計14回開催) * 第2回研修会開催	* 市民活動団体インタビュー実施
平成 21 年		
4月		* まちづくり市民会議設置 (～9月まで計10回開催)
7月	* 総合計画基本計画作成説明会開催	
9月	* 基本計画ヒアリング実施	
10月		* 総合計画審議会設置 (～平成22年7月まで計10回開催)
平成 22 年		
6月		* パブリックコメント実施 * 地区懇談会開催(7か所)
7月		* 答申
9月	* 基本構想案を市議会に提出	
12月	* 基本構想案議決	

## 2 摂津市総合計画審議会

### (1) 摂津市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、摂津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例別表に掲げるその担当事務について答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の諮問に対する答申をする日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理し、その会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

# 資料

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会の担当事務を分掌させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。

3 部会長は、第1項の規定によりその部会に分掌させられた事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

## (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 摂津市総合計画審議会委員名簿

会長 久 隆浩 副会長 紅谷 昇平

◎は部会長

部会・審議分野	氏名	所属・役職名
第1部会 *生涯学習 *文化・スポーツ *平和・人権 *学校教育 *地域教育	石川 克己	摂津市人権協会会長
	小林 貞夫	摂津市文化連盟副会長
	◎竹内 啓三	関西大学特任教授
	久間 秀一	摂津市体育協会副会長
	福井 香苗	公募市民
	藤本 隆司	摂津市公立小中学校校長会（摂津小学校校長）
	古谷真佐子	摂津市PTA協議会市P担当
	宮田 鐵夫	摂津市まちづくり市民会議リーダー
第2部会 *消費者 *産業・勤労者 *交通安全 *防犯・防災 *消防	和泉 慎次	摂津市商工会会長
	井関 重徳	摂津市農業委員会会長
	友田 勇	摂津防犯協会会長
	長尾 千里	摂津市まちづくり市民会議サブリーダー
	樋下 安之	摂津市消防団副団長
	平尾 鮎子	公募市民
	◎紅谷 昇平	人と防災未来センター主任研究員
第3部会 *都市基盤整備 *協働・市民参画 *男女共同参画 *行政経営	榎谷 佳純	摂津市まちづくり市民会議リーダー
	川西 通公	摂津青年会議所理事長
	◎久 隆浩	近畿大学教授
	水口 道子	摂津市ネットワーク・チャオ
	三宅 利昭	摂津市自治連合会副会長
	八木新太郎	摂津市老人クラブ連合会副会長
第4部会 *福祉 *健康・医療 *生活環境 *自然環境	梶村 源二	摂津市社会福祉協議会会長
	切東 美子	摂津市健康づくり推進協議会
	◎杉本久未子	大阪人間科学大学教授
	中原富士男	摂津市まちを美しくする運動連絡協議会会長
	服部 愛子	摂津市まちづくり市民会議サブリーダー
	日野 正信	摂津市保育連盟事務局長
	山中 隆	摂津市身体障害者福祉協会会長

※敬称略。所属・役職名は審議会委員就任当時のもの。

# 資料

## (3) 審議経過

回	開催日	審議内容	
		全体会	部会
第1回	平成21年 10月1日	*方針 *スケジュール *基礎調査結果報告 *意見交換	
第2回	11月16日	*基礎調査結果報告 *基本構想(案)検討	
第3回	11月27日	*基本構想(案)・基本計画(案) 検討	
第4回	12月18日		第1・2・3・4部会 *基本計画(案)分野別検討
第5回	平成22年 1月15日		第1・2・4部会 *基本計画(案)分野別検討
	1月29日		第3部会 *基本計画(案)分野別検討
第6回	1月29日		第1・2・4部会 *基本計画(案)分野別検討
	2月8日		第3部会 *基本計画(案)分野別検討
第7回	3月5日		第2部会 *基本計画(案)・基本構想(案) 部会まとめ
	3月12日		第1・3・4部会 *基本計画(案)・基本構想(案) 部会まとめ
第8回	4月16日	*部会審議報告 *基本構想・基本計画(修正案) 検討	
第9回	5月14日	*基本構想・基本計画(修正案) 検討	
第10回	7月23日	*答申(案)検討 *起草委員会	

#### (4) 諮問・答申

##### ①諮問

摂 市 政 第244号  
平成21年11月16日

摂津市総合計画審議会  
会長 久 隆 浩 様

摂津市長 森 山 一 正

摂津市総合計画基本構想について（諮問）

摂津市総合計画基本構想案を別冊のとおり策定しましたので、摂津市総合計画審議会規則第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

②答申

平成22年7月29日

摂津市長 森 山 一 正 様

摂津市総合計画審議会  
会長 久 隆 浩

摂津市総合計画基本構想について（答申）

平成21年11月16日付摂市政第244号で諮問のありました摂津市総合計画基本構  
想案について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

## 答 申

摂津市では、昭和46年（1971年）に第1次総合計画を策定して以降、3次にわたる総合計画を策定し、着実にまちづくりを進めてこられました。これまでの総合計画は、経済成長を背景に、人口の増加と公共サービスの拡大を基調とするものでしたが、摂津市を取り巻く状況は大きく変貌しています。経済成長が鈍化する一方で、少子・高齢化は進み、社会問題が多様化・複雑化する中で新たな公共サービスが求められています。

諮問を受けた第4次総合計画基本構想は、このような状況をふまえ、市民・事業者・行政など摂津市に関わるすべての主体が自治を担う「協働するまち」を実現することにより、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくことを目標としており、これからのまちづくりの指針としておおむねふさわしいと思われます。

答申にあたっては、特に留意する事項として下記のとおり意見を付記しますので、市においてはこれを最大限に尊重し、まちづくり市民会議から始まった協働による計画策定の過程を模範としつつ、計画のめざす将来像である「みんなが育む つながりのまち 摂津」の実現に取り組まれるよう望みます。

### 記

#### 1 協働による計画の推進

基本構想は、協働のまちづくりを進める指針としての目的と役割を持ち、協働を実現するための取組みを示していることを高く評価します。

今後、この構想を、市民・事業者・行政など摂津市に関わるすべての主体の「共通の指針」とし、誰もが理解できる、分かりやすく使いやすい計画をすべての分野で策定してください。また、その内容を積極的に知らせ、協働の取組みを展開してください。

#### 2 協働を進めるための情報共有の充実

情報通信技術が飛躍的に発達する時代を迎え、様々な方法で情報をすばやく集め、伝え、提供することができるようになりました。しかし、情報を広く共有するためには、より積極的な市の取組みが必要です。

協働を進める原点として、市民・事業者・行政など摂津市に関わるすべての主体の間で意見交換し、情報を共有できる仕組みづくりを進めてください。

### 3 協働による摂津市の魅力向上

人々がいきいきと暮らし、活気あふれるまちとなるよう、人材や施設、自然・文化など様々な地域資源の発掘と活用に取り組み、“摂津市らしさ・強み”を生かしたまちづくりを協働で取り組んでください。

摂津市のイメージやブランド力の向上、産業の活性化など新たな魅力を創造し、「住みたい」「住み続けたい」など摂津市に愛着と誇りを持つ人や事業者を増やすまちづくりに取り組んでください。

### 4 協働の地域づくりの促進

これまで公共サービスは、そのほとんどを行政が提供してきました。しかし、近年は行政に頼ることなく、自立して公共サービスを担いうる市民団体や事業者が生まれてきています。

こうした状況を受け、これからは、行政でなければ対応できない領域は行政が担う一方、市民や事業者が担える領域はそれぞれ能力を発揮し、協働によって、より質の高い地域づくりに努めてください。

### 5 協働の仕組みづくり

協働を実体あるものにするためには、市職員・市民の意識向上や協働促進の仕組みづくりが求められます。条例化、行政組織や地域コミュニティのあり方など、様々な検討を始めてください。

また、協働の実践を通じて、市民・事業者・行政の信頼の強化に努めてください。

## 3 市民参画の取組み

### (1) 摂津市のまちづくりに関する市民意識調査

平成5年度に実施した「まちづくりに関する市民意識調査」や平成14・17年度に実施した「行政施策別市民意向調査」をふまえ、これ以降の摂津市のまちづくりに関する市民の意見や考え方を把握するために実施しました。

調査期間：平成20年8月4日～25日

調査方法：郵送による配布及び回収

調査対象：1年以上市内在住の18歳以上の市民 5,000人（無作為抽出）

回収結果：2,182通（回収率44.8%）

### (2) 摂津市の人口移動に関するアンケート調査（転入者・転出者アンケート調査）

摂津市の転入者・転出者について、家族構成、転居理由、通勤・通学時間の変化、転居前後を比較した住みやすさなどの印象を把握するために実施しました。

調査期間：平成20年9月22日～10月14日

調査方法：郵送による配布及び回収

調査対象：半年以上市内居住の18歳以上の世帯主 各1,700人（全数抽出）

回収結果：転入者 421通（回収率25.9%） 転出者 364通（回収率25.5%）

### (3) 摂津市のまちづくりについての意見募集

摂津市のまちづくりについて広く意見・提案を募り、総合計画の策定に役立てるとともに、総合計画についての提言を作成する「摂津市まちづくり市民会議」参加者の公募を予告し、人材の確保につなげるため実施しました。

募集期間：平成20年10月6日～11月7日

応募方法：受付箱への投函、郵送、FAX、電子メールなど

応募件数：26件

### (4) 市民活動団体インタビュー

地域の活性化やまちおこしをめざし、市政やまちづくりについての学習や活動を行っている団体に、まちづくりの課題、アイデアなどについての意見を聴きました。

また、「摂津市まちづくり市民会議」の人材確保に向けて、会議運営に対する意見を聴き、参加へのPRを行いました。

実施期間：平成20年11月11日～12月4日

実施団体：6団体（摂津市市政モニター、摂津市ネットワーク・チャオ、「チューリップアート in 摂津」実行委員会、大阪人間科学大学学友会及び杉本久未子教授ゼミ学生、市民環境ネット・せつつ）

## (5) 摂津市まちづくり市民会議

第4次摂津市総合計画を策定するにあたって、摂津市のまちづくりの目標や具体的なアイデアなどについて検討し、市長に提言することを目的に設置しました。

活動期間：平成21年4月13日～9月16日

公募委員：平成21年4月1日現在、18歳以上の市内在住・在勤・在学者 22人

活動内容：全体会5回、部会（まち・くらし）各4回、市内めぐりバスツアー1回

提言：第4次摂津市総合計画策定に向けての市民会議提言書

～「みんなが育む つながりのまち・摂津」をめざして～

## (6) 団体等アンケート

### ① 摂津市のまちづくりに関する中学生アンケート

将来を担う中学生を対象として、摂津市に対する意識や地域との関わり、将来のまちづくりへの要望などを調査・把握するために実施しました。

調査期間：平成21年10月19日～30日

調査対象：摂津市立中学校（5校）に在学する2年生734人（平成21年10月1日現在）

調査方法：各学級で直接、生徒に調査票を配付し、直接回収する方法（無記名）

回収結果：638通（回収率86.9%）

### ② 摂津市総合計画策定にかかる自治会アンケート

自治会長を対象として、自治会活動の現状や課題、自治会への加入状況や加入促進に向けての取組み、自治会活動の一層の活性化のために必要な支援策などを調査・把握するために実施しました。

調査期間：平成21年10月20日～11月2日

調査対象：113自治会長全員

調査方法：郵送配付・郵送回収によるアンケート方式（調査票等を返信用封筒とともに郵送し、記入した調査票を返送する方法）

回収結果：94通（回収率83.2%）

### ③ 摂津市総合計画策定にかかる「いきいきカレッジ」受講者アンケート

いきいきカレッジ（老人大学）受講者を対象として、摂津市に対する意識や地域との関わり、将来のまちづくりへの要望などを把握するために実施しました。

調査期間：平成21年10月30日～11月6日

調査対象：いきいきカレッジ受講者89人（ふれあいの里40人 せつつ桜苑49人）

調査方法：いきいきカレッジ開講日に直接、受講者に調査票を配付し、次回開講日に直接回収する方法（無記名）

回収結果：69通（回収率77.5%）

#### ④ 摂津市総合計画策定にかかる「せつ女性大学」受講者アンケート

せつ女性大学受講者を対象として、摂津市に対する意識や地域との関わり、将来のまちづくりへの要望などを把握するために実施しました。

調査期間：平成 21 年 10 月 28 日～ 11 月 11 日

調査対象：せつ女性大学受講者 16 人

調査方法：せつ女性大学開講日に直接、受講者に調査票を配付し、次回開講日に直接回収する方法（無記名）

回収結果：13 通（回収率 81.3%）

#### ⑤ 市内事業所アンケート

産業振興課実施の「摂津市市内事業所状況調査」の中で、地域活動への参加状況と産業活性化のために取り組むべきことの2問を追加し、状況と考えを把握しました。

### (7) パブリックコメント

第 4 次摂津市総合計画（案）を広く市民に周知して意見を募集し、摂津市総合計画審議会で審議のうえ、計画に反映することを目的に実施しました。

実施期間：平成 22 年 6 月 1 日～ 30 日

閲 覧：市ホームページ

市役所（情報コーナー・政策推進課窓口）、各公民館、市民図書館、鳥飼図書センター、ふれあいルーム、正雀市民ルーム

男女共同参画センター、保健センター（施設移転に伴う閉館日まで）

応募方法：住所・氏名・意見を書いて、郵送、FAX、電子メール、窓口へ持参のいずれかの方法で応募（様式自由）

意見提出：9 人 18 件（窓口持参 2 人、FAX 4 人、電子メール 3 人）

### (8) 地区懇談会

第 4 次摂津市総合計画（案）を広く市民に周知して意見を聴き、摂津市総合計画審議会で審議のうえ、計画に反映することを目的に実施しました。

開催期間：平成 22 年 6 月 8 日～ 24 日

開催場所：ふれあいルーム、各公民館の計 7 か所

内 容：策定過程の取組み及び第 4 次総合計画（案）概要の説明、意見交換

参加者数：延 77 人

■ 摂津市まちづくり市民会議 提言書（抜粋）

## 第4次摂津市総合計画策定に向けての 市民会議提言書

～「みんなが育む つながりのまち・摂津」をめざして～



平成21年（2009年）9月

摂津市まちづくり市民会議

## ～摂津市まちづくり市民会議からのメッセージ～

摂津市においては、「未来をひらく“高感”都市・せつつ」を都市像に、平成8年2月に策定された「第3次摂津市総合計画」が、平成22年度に目標年次を迎えることから、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする新しい総合計画を策定中です。

「摂津市まちづくり市民会議」は、新総合計画策定にあたり、市民の目線で現状を見つめ、自分たちのまちの魅力や良い点と課題を洗い出したうえで、摂津市がこれから向かうべき方向性、まちの姿、まちづくりの目標、行政・市民それぞれが果たすべき役割などについて話し合い、市民の立場から提言するために設置されました。

市民会議は、「全体会」での2回のワークショップ、「暮らし部会」「まち部会」と分かれての4回の討議を通して、まちづくりの課題、あるべきまちの姿、「特に力をいれて取り組むべき施策、解決策」などを率直に話し合いました。さまざまな地域に暮らし、いろいろな経験や情報の違う委員それぞれが個々にまとめた80枚を超える「想い」「願い」「問題意識」「解決策」について検討を重ね、共有することにより、「まちづくり提案シート」を20の柱に集約、さらに2回の全体会での意見交換を経て、このたび提言書として上梓することができました。

しかし、約半年間という限られた期間の中で、集中的に話し合いを重ねてもなお時間が足りなかったとの思いを持つ委員も多く、それぞれの「想い」のすべてを検討し、提言書に反映することは到底かないませんでした。未整理ですが、各委員の「想い」を込めた提案を、別途資料として添付いたしますので、ぜひ、本提言書と合わせてお目通しいただきたく思います。

市の公募に応じて参加した委員は、市の審議会等の委員の経験者、地域での自治会活動や福祉活動に関わる者、初めてこうした場に参加した者、学生や主婦、サラリーマンや自営業者、定年退職者など、いろんな層の、個性的でさまざまに違う考え方をもち寄り、意見をぶつけ合い、「衝突」や「すれ違い」といった場面もありましたが、「このまちが好き（アイ・ラブ・せつつ）」「他人任せにしないで（行政と協働して）市民が自分たち自身でまちづくりに取り組むんだ」という熱い「想い」に支えられて議論を深めることができました。まちづくりに対する「想い」や「願い」を共有する「仲間」がこんなにもたくさんいるんだと勇気づけられました。

議論を通じて常に委員の間で意識されていたキーワードは、少し言い古されているかもしれませんが、「協働」という言葉です。価値観や生活様式の多様化により地域課題も複雑・多様化し、市民相互の連帯意識の希薄化などで地域コミュニティの活性化が求められるなかで、一律的な行政主導の施策だけでは実情に応じたきめ細かな対応が困難になっております。行政と市民の役割について見直し、市民が主体的にまちづくりに参画し、それを積極的に支援する行政とあいまって「協働できる」システムづくり（まちと市民がともに育ち合う「まち育て」と定義しました）がこれからの課題であることは確かだと思えます。

提言の20の柱の中には、すぐにもでも取り組むことのできることもあれば、時間をかけ、検討を重ねなければ手のつけられないこと、部局がまたがり調整を要するものなどさまざまありますが、市長はじめ行政のみなさまにおかれましては、市民が手探り、手づくりでまとめた内容を真摯に受け止め、「第4次摂津市総合計画」の策定に臨んでいただきますよう切に要望いたします。

平成21年9月16日

摂津市まちづくり市民会議 委員一同

# 資料

## ■活動経過

「摂津市まちづくり市民会議」の設置にあたっては、参加者が公募されました。応募者が多数であったため、22人が選考されました。

第1回の市民会議が4月13日に開催され、以後、5回の全体会議と各4回の部会（暮らし部会、まち部会）において、意見交換を行いました。途中、5月にはバスによる市内めぐりツアーを行いました。

9月16日の報告会で、市長に提言書を提出し、市民会議の活動は幕を閉じました。

開催日	概要
4月13日	第1回「まちづくり市民会議」 総合計画とまちづくり市民会議について 意見交換（摂津市の良い点と課題、市民会議の進め方について）
5月11日	第2回「まちづくり市民会議」 意見交換（摂津市が今後10年間に力を入れて取り組むべきこと）
5月24日	摂津市内めぐりバスツアー
5月29日	第3回「まちづくり市民会議」 意見交換（摂津市のまちづくりの方向性）
6月16日	第4回「まちづくり市民会議」 ※部会ごとに検討 意見交換（まちづくり提案シートの作成（1））
6月30日	第5回「まちづくり市民会議」 ※部会ごとに検討 意見交換（まちづくり提案シートの作成（2））
7月21日	第6回「まちづくり市民会議」 ※部会ごとに検討 意見交換（まちづくり提案シートの作成（3））
8月 3日	第7回「まちづくり市民会議」 ※暮らし部会 意見交換（まちづくり提案シートの完成（4））
8月 4日	第7回「まちづくり市民会議」 ※まち部会 意見交換（まちづくり提案シートの完成（4））
8月25日	第8回「まちづくり市民会議」 意見交換（まちづくり提案シートの共有）
9月 2日	第9回「まちづくり市民会議」 意見交換（市民会議提言書の完成）
9月16日	市長に提言書を提出

## ■提言

### \*将来都市像（案）とまちづくりの目標

#### <将来都市像（案）>

### みんなが育む つながりのまち・摂津

（将来都市像に込めた想い）

摂津市は小さなまちであり、お互いに顔を見ようと思えば、見渡すことができるまちだと思います。私たち一人ひとりが自覚を持って動くことで、まちはもっと良くなると信じます。

市民や事業者、行政など、まちづくりに関わるあらゆる主体が手を取りあって、「ほっと」できるまち、住みよいまちをつくっていきましょう。

#### <まちづくりの目標>

##### 1. どこよりも！市民一人ひとりを大切にするまち

摂津市には高齢者や障害者など様々な市民が暮らしています。必要な福祉・医療が充実し、情報が行き届く「市民一人ひとりを大切にするまち」をめざします。

##### 2. どこよりも！一人ひとりの成長を応援するまち

摂津市の明日を担う子どもたちを、地域・学校・家庭の協力等により育むとともに、すべての市民が生涯を通じて学びつづけ、生きがいを持って地域社会に貢献していくことを支える「一人ひとりの成長を応援するまち」をめざします。

##### 3. どこよりも！親しみある文化のまち

摂津市の歴史・文化を適切に継承・活用するとともに、水に親しめる機会・場を増やしていくなど、「親しみある文化のまち」をめざします。

##### 4. どこよりも！安心・安全で住みやすいまち

地球環境に配慮し、誰もがスムーズに移動ができ、駅周辺の賑わいや愛着の持てる景観があり、多世代が安心して暮らせる「安心・安全で住みやすいまち」をめざします。

##### 5. どこよりも！市民の手による「まち育て」

まちに関わるすべての市民が、歴史や文化を大切に、自然や環境との調和をはかりながら、まちとともに育っていく「まち育て」を進めていきます。

# 資料

## \* 「第4次総合計画」の策定と推進に向けて

### 【「第4次総合計画」の策定にあたっては、市民意識調査などの結果を十分活用することが必要】

「第4次総合計画」の策定にあたっては、本提言書だけではなく、下記の各種調査の結果を十分活用して、策定することが必要です。

#### 《活用すべき資料》

- ① 摂津市のまちづくりに関する市民意識調査報告書  
(特に「今後のまちづくり」「施策の内容の満足度とニーズ」「自由意見」の分析が必要)
- ② 第3次総合計画総括報告書
- ③ まちづくりについての市民からの意見募集の結果
- ④ 市民活動団体や大学へのインタビューの結果
- ⑤ 摂津市の人口移動に関するアンケート調査報告書  
(人口の推移が予測を下回っていることから、特に、人口の減少要因の究明が望まれる)

### 【「第4次総合計画」の推進にあたっては、工程表をつくり、進行管理を行うことが必要】

総合計画は、まちづくりの出発点であり、実行後の検証・評価、改善の努力を継続することが最も重要です。

マネジメントにあたっては、一般的に「PDCAサイクル」を回していくことが重要とされていますが、これからのまちづくりにおいては、「R」(調査)と「V」(ビジョン)を加えた、「RVPDCAサイクル」を回していくことを提案します。

R	: リサーチ	(Research)	調査を行う
V	: ビジョン	(Vision)	ビジョンをもつ
P	: プラン	(Plan)	計画をたてる
D	: ドウ	(Do)	実行する
C	: チェック	(Check)	検証・評価する
A	: アクション	(Action)	改善する

計画の推進にあたっては、いつまでに何を実行するのかを示した、優先順位と工程表を作成することが必要です。工程表においては、具体的な施策名や事業名をあげるとともに、極力「数値目標」(金額、人数、割合等)を表示することが求められます。

また、住民との話し合いの場を持つなど、計画の進捗状況を確認する仕組みを構築することが必要です。さらに、進捗状況については、定期的に市民に公表することが必要です。

### 【時代環境の変化や、市民ニーズを踏まえて、勇気を持って「計画を見直していくこと」が必要】

摂津市を取り巻く時代環境はこれからも大きく変わっていくと考えられます。その時、その時の市民の声(市民ニーズ)を真摯に受け止め、「総合計画」の内容に過度に固執することなく、必要に応じて、勇気を持って適切に「計画を見直していくこと」が必要です。

### \*まちづくりの提案

まちづくりの目標		提案シートのタイトル
1. どこよりも！ 市民一人ひとりを大切に するまち	1	高齢者が安心して安全に暮らせるまちへ
	2	障害があっても安心して住み続けられるまちづくり
	3	地域で育む医療ネットワークで子育てから一人住まいまで安心して生活できるまち“摂津”
	4	福祉と医療に関する情報のキャッチボール
2. どこよりも！ 一人ひとりの成長を応援するまち	5	子どもを安心して生み、育てられるまち 子育てしてみたいまち 摂津
	6	開かれた学校、地域とともに歩む学校教育
	7	地域力の向上（地域・学校・家庭が連携したまちづくり）
	8	摂津市における生涯学習のありかた
	9	図書を利用しやすいネットワークを作ろう
3. どこよりも！ 親しみある文化のまち	10	歴史と文化を保存し、愛するひとを育てるまち
	11	歴史・文化の保存・啓発に努める
	12	水に親しみを感じるまち
4. どこよりも！ 安心・安全で住みやすいまち	13	“低炭素都市”として脚光を浴びるまち
	14	誰もがスムーズに市内を移動できるまちをつくる
	15	多世代が住んでいる活気あるまち
	16	駅周辺のにぎわいづくり
	17	愛着が持てる都市景観を育む（街路樹を中心に）
	18	子どもたちの安心・安全をまもる
	19	隣り近所のトラブルの根絶！～安心して住み続けるために～
5. どこよりも！ 市民の手による「まち 育て」	20	市民の手による「まち育て」

## ■ 摂津市まちづくり市民会議会則

(設置)

第1条 本会は、摂津市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、平成32年度を目標年次とする第4次摂津市総合計画を策定するにあたって、摂津市のまちづくりの目標について検討し、その意見を市長に提言することを目的とする。

(活動内容)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 摂津市のまちづくりへの意見・提案
- (2) 総合計画基本計画案の検討・提案
- (3) その他、総合計画策定に関すること

(組織)

第4条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 市内在住・在勤・在学の者
- (2) 平成21年4月1日現在、満18歳以上の者

2 委員の数は、20人程度とする。

(役員を選任)

第5条 市民会議に、代表1人及び副代表1人を置く。

2 代表及び副代表は、全体会議において選任する。

(役員職務)

第6条 代表は、市民会議を代表し、その会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在となったとき、その職務を代行する。

(委員及び役員任期)

第7条 委員及び役員任期は、市長に提言する日までとする。

(全体会議)

第8条 市民会議に全体会議を置く。

- 2 全体会議は、委員をもって組織する。
- 3 全体会議は、代表が招集し、その議長となる。
- 4 全体会議は、第3条に掲げた活動内容の意思決定機関として、取りまとめを行うほか、市民会議の運営上必要な事項を決定する。

(部会)

第9条 第3条に掲げた活動を効率的に行うため、市民会議に部会を置く。

- 2 部会は、当該分野に属する事項について調査審議のうえ、全体会議に提案する。
- 3 委員は、いずれか一つの部会に属することとする。
- 4 部会には、リーダー、サブリーダーを置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 リーダーは当該部会の会務を総括する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(事務局)

第10条 市民会議の事務局は、市長公室政策推進課に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、全体会において別に定める。

附 則

この会則は、平成21年1月15日から施行する。

# 資料

## ■摂津市まちづくり市民会議委員名簿

敬称略：50音順

氏名	中学校区	所属部会	備考
上野真理子	五中	くらし	
榎谷 佳純	一中	まち	まち部会リーダー
沖野 豊美	四中	まち	
荻野 進宏	三中	まち	
尾崎 文子	一中	くらし	
木村 淳子	三中	くらし	
黒田 忠洋	二中	くらし	
高田 行彦	一中	まち	
田中 優	一中	まち	
筒井 良一	一中	まち	
鉄本佳代子	五中	まち	
中村 良光	四中	まち	
長尾 千里	二中	まち	まち部会サブリーダー
範國 忠士	一中	くらし	
服部 愛子	一中	くらし	くらし部会サブリーダー
古谷 邦雄	一中	くらし	
前川 茂	一中	くらし	
前田 雅信	一中	まち	
宮田 鐵夫	二中	くらし	くらし部会リーダー
宮本 万里	三中	くらし	
山本 和則	一中	まち	
吉田 幸栄	二中	くらし	

## 4 庁内策定体制

### (1) 摂津市総合計画策定委員会

#### ① 摂津市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 本市の総合計画を策定するため、摂津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総合計画の案の策定に関すること。
- (2) 総合計画についての調査研究に関すること。
- (3) 総合計画の策定について必要な資料の収集及び整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定について必要な事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は市長を、副委員長は副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 摂津市事務分掌条例施行規則（平成元年摂津市規則第5号）第5条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する理事
- (3) 会計管理者
- (4) 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局の事務局長
- (5) 摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成9年摂津市教育委員会規則第8号）第3条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する理事
- (6) 消防長及び摂津市消防本部の組織に関する規則（平成5年摂津市規則第15号）第4条第2項に規定する理事
- (7) 水道部長

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

# 資料

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長公室次長

(2) 市長公室政策推進課長

(3) 次長、課長及びこれらに相当する職にある者のうちから、市長が指定する者

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(作業部会)

第8条 委員会は、その所掌事務を円滑に遂行するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、課長代理（これに相当する職を含む。）以下の職員のうちから、市長が任命する者をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、作業部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

## (2) 開催状況

### ①策定委員会

回	開催日	内 容
第1回	平成21年 3月27日	・平成20年度の取組みと今後の進め方について ・第4次総合計画策定方針（案）について
第2回	6月 8日	・策定の進捗状況と今後の進め方について
第3回	7月 9日	・実務担当者会議報告書について ・第4次総合計画記入シートについて
第4回	11月 5日	・第4次総合計画基本構想（案）について
第5回	11月19日	・第4次総合計画基本構想（案）について ・第4次総合計画基本計画（案）について
第6回	平成22年 5月26日	・平成21年度の取組みと今後の進め方について ・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について
第7回	8月27日	・地区懇談会及びパブリックコメント結果について ・摂津市総合計画審議会答申について ・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について

### ②幹事会

回	開催日	内 容
第1回	平成21年 2月20日	・平成20年度の取組みについて ・実務担当者会議の検討経過について ・摂津市の将来像に関する議論①（施策別の重要課題、今後の方向）
第2回	3月25日	・策定の進捗状況と今後の進め方について ・摂津市の将来像に関する議論②（施策別の重要課題、今後の方向） ・第4次総合計画策定方針（案）について
第3回	4月10日	・第4次総合計画策定方針（案）について
第4回	7月 7日	・実務担当者会議報告書について ・第4次総合計画記入シートについて
第5回	7月24日	・第4次総合計画の体系について
第6回	11月 5日	・第4次総合計画基本構想（案）について ・第4次総合計画基本計画の体系について
第7回	11月19日	・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について
第8回	平成22年 4月28日	・平成21年度の取組みと今後のスケジュールについて ・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について
第9回	5月25日	・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について ・地区懇談会及びパブリックコメントについて
第10回	8月26日	・地区懇談会及びパブリックコメント結果について ・摂津市総合計画審議会答申について ・第4次総合計画基本構想及び基本計画（案）について

# 資料

## ③作業部会（実務担当者会議）

取組み	開催日	内 容
委員 任命式	平成 20 年 11 月 6 日	
研 修	11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画とは（現総合計画の問題点、新総合計画のねらいなど）</li> <li>・市民意識調査結果の説明</li> <li>・ワークショップ（市の住環境を良くするための戦略）</li> </ul>
第 1 回	11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画とは（詳細説明、現総合計画の問題点の考察）</li> <li>・市民意識調査結果の考察</li> </ul>
第 2 回	12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現総合計画の問題点のまとめと、新総合計画のあり方の検討</li> <li>・市民意識調査結果の考察</li> <li>・現総合計画実施計画に基づく政策体系の見直し①</li> </ul>
第 3 回	平成 21 年 1 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者会議の今後の取組み説明</li> <li>・現総合計画実施計画に基づく政策体系の見直し②</li> </ul>
第 4 回	1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策体系の見直し結果に対する意見交換</li> <li>・施策に関する課題抽出①（外部環境変化の方向性）</li> </ul>
第 5 回	2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策に関する課題抽出②（内部資源）</li> <li>・施策の重要課題の検討①</li> </ul>
第 6 回	2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の重要課題の検討②</li> </ul>
第 7 回	3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の重要課題の共有</li> <li>・摂津市の将来像の検討</li> </ul>
第 8 回	3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合計画策定方針（案）の検討</li> </ul>
第 9 回	4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹事会、策定委員会の報告</li> <li>・新総合計画策定方針（案）について「摂津市らしさ」の検討</li> </ul>
第 10 回	5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者会議報告書（案）の検討</li> <li>・今後 10 年間のまちづくりで重要な要素の検討</li> </ul>
第 11 回	5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な要素とまちづくりの目標の見直し</li> </ul>
第 12 回	6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者会議報告書（案）の検討①</li> </ul>
第 13 回	6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者会議報告書（案）の検討②</li> </ul>
第 14 回	6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者会議報告書（案）の検討③</li> </ul>

## 5 第4次摂津市総合計画の施策指標一覧

### (1) 市民が元気に活動するまち

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
1-1-1	「みんな」が協働するまちにします	各種会議における公募市民の参画率	4.38%	25.0%
1-1-2	市民活動が活発なまちにします	地域コミュニティ組織が地域活性化を目的に実施した事業数	30件	40件
		自治会加入率	67.2%	70.0%
		NPOの数	12団体	20団体
		市民ルームの利用率	32.9%	40.0%
		市立集会所の利用率	43.0%	47.0%
1-1-3	市民と行政の情報共有ができるまちにします	市ホームページの月平均アクセス数	270,931ページ	350,000ページ
		市民意識調査で「市の情報提供に満足」と回答した割合	(平成20年度) 33.8%	60.0%
		公開している会議等の割合	74.4%	90.0%
		「市民の声」に対して解決できた割合	26.4%	40.0%

### (2) みんなが安全で快適に暮らせるまち

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
2-1-1	良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします	まちづくり計画を策定している地区数 ※地区計画に限らず	2地区	3地区
		防火地域又は準防火地域の指定面積	約56.6ha	約1248.5ha
2-1-2	駅前周辺がにぎやかなまちにします	JR千里丘駅西地区のまちづくり	—	着手
		阪急正雀駅前の基盤整備	—	推進

# 資料

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
2-1-3	多様な世代が暮らす新しいまちをつくります	吹田操車場跡地まちづくり事業の進捗率	5.0%	100%
		吹田操車場跡地の地区内人口	0人	2,000人
		対象地域内で整備された公園・緑地の面積	0㎡	15,000㎡
2-1-4	道路が安全で移動しやすいまちにします	都市計画道路の整備率	62.7%	68.1%
		歩道段差切り下げ解消箇所の改良率	73.2%	78.0%
		交通バリアフリー道路特定事業計画に基づく歩道整備の進捗率	43.0%	57.0%
2-1-5	公共交通が便利なまちにします	鉄道駅におけるエレベーターの設置率	80.0%	100%
		公共施設巡回バスの1日平均乗車数	67.6人	110人
		市内循環バスの1日平均乗車数	45.0人	70人
2-1-6	安全な水を安定的に供給できるまちにします	自己水の割合	32.1%	33.0%
		管路の耐震化率	17.0%	28.3%
		料金単価（供給単価）	204.4円/㎡	200円/㎡
2-1-7	公共下水道により快適な生活ができるまちにします	下水道人口普及率	97.1%	99.0%
		雨水面積整備率	54.5%	56.0%
		下水道接続率	95.1%	97.0%

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
2-2-1	住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします	市営住宅の耐震化率	60.0%	100%
		市営住宅のバリアフリー化率	52.0%	100%
		民間住宅の耐震診断件数(累計)	42件	220件
2-2-2	良好な景観のまちにします	景観形成地区の指定数	1か所	2か所
		違法屋外広告物の撤去枚数	6,673枚	5,000枚
2-2-3	交通事故の少ないまちにします	交通事故件数	500件	290件
		交通安全教室の参加者数	2,434人	2,500人
		放置自転車等の移動保管台数	2,276台	1,300台
2-2-4	犯罪の少ないまちにします	犯罪発生件数	1,604件	1,200件
		防犯灯の設置件数	6,326件	6,500件
2-2-5	災害や危機に強いまちにします	自主防災組織からの防災訓練への参加率	8.9%	20.0%
		自主防災組織からの防災訓練への参加者数	2,194人	4,800人
		災害時における協力協定の締結数	11件	15件
2-2-6	消防・救急救助体制が充実したまちにします	出火件数	33件	0件
		軽症者の救急出動件数	2,173件	1,700件
		普通救命講習の延受講者数(累計)	7,126人	17,126人
		消防団員数	336人	410人
		防火対象物の違反率	33.0%	0%
		危険物施設の違反率	0.7%	0%

# 資料

## (3) みどりうるおう環境を大切にすまち

施策番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
3-1-1	環境への負荷が少ない まちにします	環境家計簿の参加件数	450 件	1,000 件
		公共施設からの CO <sub>2</sub> 排出量（平成 17 年度比）	4.6%削減	11.0%削減
		大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素濃度	0.053ppm	0.05ppm
		河川・水路の BOD に係る環境基準等の達成率	100%	100%
		一般環境騒音・道路騒音・新幹線騒音に係る環境基準の達成率	65.9%	100%
3-1-2	循環型社会をつくるまちにします	リサイクル率	16.2%	25.0%
		ごみの年間焼却量	25,491t	21,126t
		市民 1 人あたりの 1 日のごみ量	943g	724g
3-2-1	水と緑に親しめるまちにします	水と緑のネットワーク整備延長距離	3,383m	4,983m
		緑被率	(平成 9 年度) 15.0%	20.0%
		アドプト・リバーの参加団体数	1 団体	3 団体
		花とみどりの地域づくりに興味を持つ団体の数	43 団体	50 団体
3-2-2	多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちにします	市民 1 人あたりの公園整備水準	2.8㎡	5.0㎡以上
		公園利用・管理についてのワークショップ開催（設置）公園数	0 園	10 園
		新幹線公園公開事業の延参加者数	5,708 人	12,000 人

#### (4) 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

施策番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
4-1-1	平和を実感できるまちにします	平和黙祷に協力している事業所の数	518 事業所	800 事業所
		国際理解教育に関する社会人講師活用時間	433 時間	448 時間
4-1-2	一人ひとりが尊重されるまちにします	人権週間の延参加者数	3,398 人	5,000 人
		人権なんでも相談の件数	54 件	80 件
		地域での独自啓発活動の開催回数と延参加者数	10 回 300 人	20 回 1,000 人
		教職員の人権問題研修回数	81 回	85 回
4-2-1	男女が共同で参画できるまちにします	男女平等に関する市民意識調査で「平等になっている」と回答した割合	(平成 17 年度) 8.9%	20.0%
		各種審議会等への女性の参画率	28.1%	35.0%
		DV 相談の件数	31 件	45 件
4-3-1	地域の福祉活動が活発なまちにします	地域福祉活動拠点の数	3 か所	10 か所
		ボランティア保険の利用者数	1,128 人	2,100 人
		ふれあいいきいきサロンの実施回数	387 回	600 回
4-3-2	高齢者が地域で自立し生活できるまちにします	認知症サポーター数（養成講座受講者数）	629 人	2,500 人
		地域包括支援センターへの相談件数	200 件	350 件
		健康づくり自主グループの数	31 グループ	50 グループ
4-3-3	高齢者が社会参加できるまちにします	老人クラブ加入者数	3,479 人	4,100 人
		いきいきカレッジの修了者数	87 人	96 人
		シルバー人材センターの会員数	1,126 人	1,300 人

# 資料

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
4-3-4	安心して介護を受けながら生活できるまちにします	施設・居住系サービスの利用率	34.4%	37.0%以下
		施設における重度者の利用率	52.4%	70.0%以上
		65歳以上人口に占める要介護認定率	14.2%	16.7%以下
4-3-5	障害のある人の自立生活が可能なるまちにします	相談窓口での相談件数	3,592件	7,000件
		訪問系サービスの月平均利用者数	100人	200人
		グループホーム・ケアホームの月平均利用者数	31人	72人
		移動支援事業の月平均利用者数	79人	185人
		日中活動系サービスの月平均利用者数	279人	552人
		福祉施設における月平均工賃	12,057円	18,000円
		福祉施設から一般就労への年間移行者数	0人	9人
4-3-6	子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします	保育所の待機児童数（10月1日時点）	41人	0人
		地域子育て支援拠点の数	5か所	10か所
		子ども虐待の対応件数	131件	50件
		乳幼児健診の受診率（4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児の平均）	91.5%	98.0%
		学童保育の待機児童数（4月1日時点）	21人	0人
4-3-7	ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします	児童扶養手当の受給者数	796人	800人
		支援サービスの利用者数	8人	30人
		父親の相談件数	1件	30件
4-3-8	自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします	生活保護受給世帯からの稼働収入発生・増加による廃止世帯数（自立率）	2.4%	3.0%

施策 番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
4-3-9	市民の健康を守るまちにします	特定保健指導対象者率 ※国民健康保険の加入者	13.9%	10.7%
		各種がん検診の受診率 (胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん)	12.3%	50.0%
		各種予防接種率(ポリオ、BCG、MR〈I・II期〉、DPT〈I・II期〉)	80.2%	95.0%
		健康づくり自主グループの数	31 グループ	50 グループ
4-3-10	安心して医療が受けられるまちにします	特定健診の受診率	28.1%	65.0%
		特定保健指導率	16.8%	45.0%
		被保険者 1 人あたりの医療費	294,095 円	300,000 円
		国民健康保険財政の収支比率	96.1%	100%
4-3-11	消費者を守るまにします	消費生活相談の件数	486 件	243 件
		多重債務相談の件数	63 件	32 件

# 資料

## (5) 誰もが学び、成長できるまち

施策番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
5-1-1	生涯学習活動が活発な まちにします	生涯学習指導者の登録数	19人	30人
		公民館講座等の延参加者数	39,960人	50,000人
		市民1人あたりの図書 貸出冊数	4.3冊	5.5冊
5-2-1	就学前教育が充実した まちにします	〔(仮称) 就学前教育実践 の手引き〕を活用してい る保育所・幼稚園・小学 校の数	0か所	17か所
		保育所・幼稚園・小学校 の人事交流人数	0人	17人
		保育所・幼稚園・小学校 の合同研修実施回数	1回	3回
		子育て支援事業を実施して いる保育所・幼稚園の数	1か所	7か所
5-2-2	子どもたちの「生きる 力」を育むまちにしま す	全国学力・学習状況調査 で正答率 30%未満の子 どもの割合	小6 国語 12.6% 算数 13.4% 中3 国語 9.2% 数学 22.4%	小中各教科 0%
		全国学力・学習状況調査 で「勉強がわかる（よく わかる、どちらかといえ ばわかるの合計）」と回 答した子どもの割合	小6 77.1% 中3 63.8%	小6 90.0% 中3 80.0%
		摂津市学力定着度調査学 習意識調査で「学校が好 き（どちらかというとい 好きも含む）」と回答した 子どもの割合	小5 79.5% 中2 67.1%	小中 100%
		全国学力・学習状況調査 で「朝食を毎日食べてい る」と回答した子どもの 割合	小6 84.4% 中3 74.1%	小中 100%
		不登校の子どもに具体的 な支援ができた割合	15.8%	100%

施策番号	施策	指標	平成21年度実績値	平成32年度目標値
5-2-3	一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします	支援教育に係る研修の実施回数	8回	12回
		保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談の回数	33回	54回
		大阪府立支援学校との交流・連携の実施回数	12回	30回
5-2-4	学校園が安全安心で快適なまちにします	学校施設の耐震化率	58.5%	100%
		学校保健委員会の開催回数	29回	54回
		ドライ化施設対応小学校の数	4校	10校
5-2-5	地域で子どもを育むまちにします	わくわく広場1回あたりの参加児童数	59.1人	70人
		こども会への児童加入率	56.2%	60.0%
		単位こども会数	75団体	80団体
		不審者情報数	33件	0件
5-3-1	市民による文化・交流活動が活発なまちにします	文化イベント等の延参加者数	9,702人	13,000人
		文化連盟・音楽連盟への加盟団体数	116団体	130団体
		国際交流協会事業の延参加者数	404人	600人
5-3-2	郷土の文化を大切にす るまちにします	歴史に関する団体の会員数	110人	150人
		歴史に関する講座の延参加者数	309人	400人
5-3-3	スポーツ活動が活発な まちにします	スポーツ施設の稼働率	71.5%	75.0%
		各種スポーツ教室の延参加者数	75,965人	78,000人

# 資料

## (6) 活力ある産業のまち

施策番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
6-1-1	商工業が発展するまちにします	事業所総数	(平成 18 年度) 4,008 事業所	3,900 事業所
		事業所従業者数	(平成 18 年度) 49,715 人	50,000 人
		卸売・小売業商店数	(平成 19 年度) 804 店	850 店
		卸売・小売業従業者数	(平成 19 年度) 7,138 人	7,500 人
6-1-2	農業に親しめるまちにします	市民農園の面積	7,216㎡	13,000㎡
		鳥飼なすの耕作面積	1,129㎡	2,500㎡
6-2-1	いきいきと働くことができるまちにします	職業能力開発講座修了生が就労できた割合	16.3%	30.0%
		就職フェア採用者数（摂津市障がい者フェアと三市一町合同就職フェアにおける採用者数の合計）	32 人	60 人
		労働相談の件数	25 件	10 件

## (7) 計画を実現する行政経営

施策番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
7-1-1	地方分権に対応した行政経営を行います	総合計画の目標達成率	—	100%
		市民意識調査で「市の行政経営に満足」と回答した割合	(平成 20 年度) 18.9%	60.0%
		広域連携・協定等の締結数	(平成 19 年度) 26 件	40 件
7-1-2	電子自治体をめざします	電子申請手続きの項目数	0 項目	10 項目
		収納方法の種類数	2 種類	5 種類
7-1-3	職員の育成と組織の活性化を図ります	職員提案の数	13 件	30 件
		研修満足度	(平成 17 年度) 55.0%	90.0%
		OJT（職場研修）の実施割合	—	100%

施策 番号	施策	指標	平成 21 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
7-1-4	健全財政を継続します	経常収支比率	92.8%	89.0%
		実質公債費比率	7.0%	7.0%
		市税徴収率	94.02%	96.0%

## 6 第4次摂津市総合計画にかかる分野別計画一覧

計画名	策定年月	目標年次
摂津市都市計画マスタープラン	平成12年 2月	平成32年
吹田操車場跡地まちづくり全体構想	平成19年 6月	—
吹田操車場跡地まちづくり基本計画	平成21年 9月	—
摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画	策定中	
摂津市住宅マスタープラン	策定予定	
摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画	平成20年 3月	平成27年度
摂津市景観形成基本計画	平成11年 3月	—
摂津市地域防災計画	平成19年 7月	—
摂津市国民保護計画	平成19年 3月	—
摂津市新型インフルエンザ対策行動計画	平成22年 3月	—
摂津市地球温暖化防止地域計画	策定中	
摂津市一般廃棄物処理基本計画	策定中	
摂津市分別収集計画	平成22年 6月	平成27年度
摂津市緑の基本計画	平成10年 3月	平成32年
摂津市教育方針	毎年4月	—
摂津市人権行政推進計画	平成16年 4月	—
摂津市人権教育基本方針	—	—
摂津市男女共同参画計画	平成19年 3月	平成23年度
摂津市地域福祉計画	平成22年 3月	平成26年度
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成21年 3月	平成23年度
摂津市障害者施策に関する長期行動計画	平成18年 3月	平成27年度
摂津市障害福祉計画	平成21年 3月	平成23年度
摂津市次世代育成支援後期行動計画	平成22年 3月	平成26年度
健康せつつ21	平成14年 3月	平成24年度
摂津市ひとり親家庭自立促進計画	平成19年 3月	平成23年度
摂津市食育推進計画	平成21年 3月	平成25年度
摂津市特定健康診査等実施計画	平成20年 3月	平成24年度
摂津市生涯学習推進計画	平成18年 3月	平成27年
摂津市子ども読書活動推進計画	平成22年 6月	平成26年度
摂津市文化振興計画	平成20年 3月	平成29年度
摂津市第4次行財政改革実施計画	平成22年 3月	平成26年度
摂津市地域情報化計画（仮称）	策定中	
摂津市人材育成基本方針	平成18年 3月	—
摂津市人材育成実施計画	平成22年 12月	平成27年度



# 用語解説

## 用語解説（50音順）

用語	解説
ISO 14001	国際標準化機構の環境に関する標準規格の一つ。組織活動、製品及びサービスの環境マネジメントシステム（環境負荷の低減といった環境パフォーマンスを改善する仕組みが継続的に実施されるシステム）を構築するための要求事項が規定されている。組織が規格に適合したシステムを構築しているかどうか、自己適合宣言あるいは第三者機関の認証（審査登録）を取得するために用いられる。
ICT (Information and Communication Technology)	コンピュータやデータ通信に関する技術のこと。
アドプト・ロード アドプト・リバー	市民団体や企業などによる、道路や河川の自主的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援する制度。「アドプト」は「養子にする」という意味から、道路や河川を「養子」、参加される団体などを「里親」に見立て、道路や河川の管理者、参加される団体、地元自治体の三者で、美化活動の内容や分担などを定めて協定を結ぶ。
一次・二次・三次医療機関	医療機関の役割区分として、住民の日常生活に最も密着した医療サービスを提供するのが「一次医療機関」、原則として入院を必要とする医療を充足し、一般的な医療サービスを完結的に提供するのが「二次医療機関」、先端的な技術や特殊な機器などを必要とする高度医療サービスを提供するのが「三次医療機関」である。
一次・二次・三次救急	救急医療の対象区分として、軽症患者（帰宅可能患者）に対するのが「一次救急」、中等症患者（一般病棟入院患者）に対するのが「二次救急」、重症患者（集中治療室入院患者）に対するのが「三次救急」である。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う事業。
ADHD (Attention- Deficit Hyperactivity Disorder)	注意欠陥多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
エコアクション21	環境への取組みを促進するため環境省が策定した環境マネジメントシステム。中小企業や学校、公共機関などでも取り組みやすく、認証取得・登録後は毎年、環境活動レポートの公表を求められ、2年ごとに更新審査がある。

用語	解説
SNS (Social Networking Service)	趣味や出身などのつながりを通じて新しい人間関係を構築する会員制の Web サイト。
NPO (Non Profit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人である。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
LED照明	発光ダイオードを使用した照明器具のこと。消費電力が少ないことから省エネルギー対策の一つとして注目されている。
LD (Learning Disabilities)	学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
エンパワメント	自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的な力を持つ存在となること。
温室効果ガス	地球温暖化に影響の大きいガスで、平成9年(1997年)の地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書では、CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が排出削減対象となっている。
オンライン化	様々な手続きをインターネットを通じてできるようにすること。
カーボン・ニュートラル・ステーション	太陽光発電や各種省エネルギー設備の導入など駅の運営に起因するCO <sub>2</sub> (二酸化炭素)排出量を削減するとともに、直接的に削減困難なCO <sub>2</sub> についても排出枠購入などの方法で相殺することによって、排出削減量と吸収量がイコールの状態(カーボン・ニュートラル:炭素中立)とし、駅に起因するCO <sub>2</sub> 排出量を実質的にゼロとする駅のことをいう。平成22年(2010年)3月に開業した阪急摂津市駅が日本初の取組みとして運営している。
かかりつけ医	日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康に関する様々な相談に乗ってくれる身近な医師のこと。
起債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものを地方債といい、地方債を起すことを起債という。
機能別消防団員・分団制度	能力や勤務地などの事情に応じて特定の活動のみを行う消防団員。また、機能別団員により編成された消防分団を機能別分団という。

# 資料

用語	解説
救急安心センターおおさか	大阪府内全市町村が共同運用する 24 時間・365 日体制の電話相談窓口で、大阪市消防局指令情報センター内に設置されている。救急医療相談について医師・看護師・相談員が対応し、助言や適切な医療機関の案内をする。必要な場合には速やかに救急車を出場させるなど、消防と医療の連携により電話 1 本で一連のサービスを提供する。
行政評価システム	行政の活動やサービスを何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を反映させること。計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルを繰り返して行政の活動やサービスを見直し、より良くするために用いる。
グループホーム・ケアホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居において、グループホームでは相談や日常生活上の援助を行い、ケアホームでは入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
グローバル化	人・資金・資源・技術などが国境を越えて移動し、市場経済が世界的規模で拡大すること。これに伴いコンピュータやマルチメディアなどの情報通信のネットワーク化が進展し、世界の一体化が飛躍的に進んでいる。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
経常収支比率	財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費などの臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示す。
健全化判断比率	地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために「地方公共団体財政健全化法」に定められた 4 つの財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の総称。このいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
校区福祉委員会	地域内（校区内）における福祉課題や問題などを自分たちの問題として捉え、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る団体。社会福祉協議会と連携し、小学校区単位に設置され、校区内の自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されている。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のこと。

用語	解説
合流式下水道	汚水（家庭や工場から出る下水）と雨水を同一の管路で排除する方法。
コーホート要因法	ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法。
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
こども110番運動	子どもたちの安全を守るための様々な活動の総称。「こども110番の家」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込むことができるよう、地域の協力家庭や事業所にプレート掲げている。「こども110番の車」は、市の公用車や民間の事業車両にステッカーを張り、子どもたちの安全の確保に配慮している。「こども110番の自転車」は、保護者や地域の協力者の自転車、公用自転車にプレートを付け、外出するときに子どもたちの安全に配慮している。
コミュニティ	生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互のコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）のこと。
コミュニティ ソーシャルワーク/ コミュニティ ソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人々が制度に漏れないよう、しかるべきサービスにつなげることと、生活圈や人間関係など環境面を重視し、地域を基盤とする活動やサービスを発見して、新たなサービスの開発、公的制度との関係の調整などを行うこと／また、それを行う専門職員のこと。
財政力指数	地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされる。
社会的責任 (Corporate Social Responsibility)	企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のこと。
ジェンダー（社会的性別）	生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中には社会によってにつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。
事業継続計画 (Business Continuity Plan)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

# 資料

用語	解説
自助、共助	今後の防災対策においては、住民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」と、国、地方公共団体等行政による施策「公助」との適切な役割分担に基づき、住民、企業、地域コミュニティ・NPO 及び行政それぞれが相応しい役割を果たすことが必要であるとされている。
実質公債費比率	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。通常、前3年度の平均値を使用する。
社会福祉協議会	社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられ、全国すべての都道府県・市区町村に設置されている。「安心して安全に暮らせる福祉のまちづくり」を進めるため、地域住民やボランティア、医療・保健・福祉などの関係者や行政の協力を得て活動する民間の社会福祉団体。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、「社会における物質循環の確保により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた」社会。
小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。
障害者就業・生活支援センター	就職を希望している、あるいは在職中である障害のある人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。
障害者職業能力開発センター	障害のある人の就業を可能にするため、能力の開発及び向上を図り、関係機関や民間企業の協力を得て、それぞれの適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定を図ることを目的とする職業能力開発訓練施設。
小地域ネットワーク活動	概ね小学校区を単位とする小地域で、高齢者や障害のある人、子育て中の親子など支援を必要とする人々や一人ひとりを対象に、地域住民の参加による見守りや声かけ、サロン活動などの支え合い・助け合い活動を展開し、安全・安心に暮らせる福祉のまちづくりを進める活動。
ショートステイ	保護者が病気や仕事などの社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設などにおいて一定期間（7日間程度）預かり、保護者に代わって子どもの養育を行うこと。

用語	解説
食育	生きるうえでの基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
スクールカウンセラー	児童・生徒の心のケア、保護者などの悩みの相談や教職員のコンサルテーションに中心的な役割を果たす臨床心理士のこと。
スクールソーシャルワーカー	問題行動など生徒指導上の課題の未然防止、早期対応のため、学校と福祉をつなぐ専門家（社会福祉士等）のこと。
ストックヤード	収集された資源をリサイクルするため、一時的に資源を貯留しておく施設。摂津市のストックヤード（リサイクルプラザ）では、市内で出される約2週間分の資源の貯留が可能。施設内では、空き缶やペットボトルを圧縮したり、空きびんや古紙の分類などの中間処理を行っている。
スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直そうという動き。これまでマイナスと見られた「スロー」に価値を見つけ、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようというもの。
成年後見制度	精神上的障害などにより判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどにより、これらの人を不利益から守る制度。
セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応するため、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組みのこと。
摂津みんなで体操三部作	介護予防や健康づくりを目的に、誰もが長く楽しみながら続けることができるようにと制作した市オリジナルの健康体操。「わくわくやる気体操」「のびのび元気体操」「もりもり本気体操」の3つで構成されている。自主グループ「いきいき体操の会」が、市内各地で普及活動を行っている。
早期健全化基準	地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4つの財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）のそれぞれについて定められた数値。

# 資料

用語	解説
総合型地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで(多世代)、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
地域教育協議会 (すこやかネット)	地域の子ども同士、子どもと大人、大人同士が交流し合い、「顔と名前の一致する人間関係」を育むこと、また、子どもを見守る大人のネットワークを拡充することなどをめざし、平成12年度(2000年度)から、大阪府教育委員会と市町村・市町村教育委員会が連携し、府内すべての中学校区(政令指定都市を除く)で「教育コミュニティ」づくりの推進組織である地域教育協議会の設置が進められ、活動を展開している。
地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク	虐待防止のほか、地域においてひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの安否確認、認知症高齢者やその家族への支援、介護予防を推進するネットワーク。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活していくために介護だけではなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域の総合的なケアマネジメントを担い、支援していく中核機関。基本機能として(1) 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」、(2) 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」、(3) 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」とされており、原則的に市町村が実施主体となる。
地球温暖化	CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)やフロンガス、メタンなどの温室効果ガスが大気中で増加し、これらの温室効果ガスが地表から放射された赤外線を吸収するため、地表面付近の気温が上昇すること。
地区計画	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことを定めることができる都市計画のこと。
中間支援組織	「同じ分野で活動する団体のネットワーク」や、地域で活動する「団体の運営を支援する機関」など、個々のニーズに直接応える団体を支援する団体。
昼間人口	従業地・通学地による人口であって、常住人口(夜間人口)に他市町村からの通勤・通学者数を加え、常住人口のうち、常住地以外の他市町村で就業または通学する者を差し引いた人口。総務省統計局「国勢調査報告」による。
デイサービス	在宅の高齢者を介護老人福祉施設などに送迎し、日帰りで入浴、食事など日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

用語	解説
低床バス	床面の地上面からの高さは 65cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを 1 以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は 80cm以上であることなど「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の移動等円滑化基準に適合するバスのこと。
低炭素社会／都市	CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出量が少ない仕組みを持つ社会／都市。温室効果ガスの排出量を自然界が吸収できる範囲に収めることを目的とする。
データベース	特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。
デジタル・ディバイド (情報格差)	情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差のこと。
特定健診・特定保健指導	平成 20 年（2008 年）4 月から始まった 40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、これを予防することで生活習慣病の発症も防ぐことを目的とした健診・保健指導のこと。
DV (Domestic Violence)	日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、「夫や恋人などの親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」のことをいう。身体的なものだけではなく、精神的なものまで含まれる。
ドライ化施設	給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐといった衛生管理面の向上や作業環境の改善を図った施設。
トワイライトステイ	保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合などで、子どもに対する生活指導や家事などに困難が生じている場合に、児童養護施設などで子どもの預かりを行うこと。
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え。
ノンステップバス	床面の地上面からの高さが概ね 30cm以下であって、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の移動等円滑化基準に適合するバスのこと。
ノンストップサービス	インターネットを利用し、24 時間・365 日いつでも都合の良い時に利用できるよう行政サービスを提供すること。
ハイリスク	健康や養育などの問題が発生する可能性が高いこと。

# 資料

用語	解説
パブリックコメント	市の基本的な政策に関する計画などを立案する過程において、その案を公表し、それに対して提出された市民などの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続のこと。
バリアフリー	すべての人が、社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。建物や道路の段差などの物理的なバリアを取り除くだけでなく、より広い意味で、すべての人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
BOD (Biochemical Oxygen Demand)	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、川などの汚れの程度を表す。数値が大きいほど汚れていることを表す。
ファミリーサポートセンター	「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）」が会員登録し、お互いに助け合う組織のこと。
福祉農園・医療農園	農作業を通じて土と親しみながら心身の健康の保持及び相互親睦を深めることを目的として、高齢者や障害のある人、あるいは患っている人に貸し出される農園。
普通交付税	税収の地域的な不均衡を補うために国が地方公共団体に対して国税の一定割合の額を交付する地方交付税のうち、用途に制限を受けないものをいう。他に、災害などに対応するための「特別交付税」がある。
プリペイドカード	料金前払い方式の磁気カードで、現金同様に使えるもの。
ふれあいサロン	地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動。高齢者や障害のある人が地域の中で孤立した生活を送ることなく、レクリエーションなどを通じて仲間とふれあい、楽しく気軽に無理なく過ごすことができる場づくりを地域の中につくるものとし、参加する人々と運営するボランティアが自由な発想で企画運営する活動。「ふれあいいいききサロン」と、心身機能の低下防止のためのリハビリ体操を実施する「ふれあいいりハサロン」があり、校区福祉委員会が取り組んでいる。
プロデュース能力	本来の意味は、生産する、制作することであるが、ここでは、協働の取組みを進めるための企画立案や資金・人材などの調達を行い、実現に導く能力のことをいう。
分流式下水道	汚水（家庭や工場から出る下水）と雨水を別々の管路で排除する方法。

用語	解説
平和市長会議	「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成された団体のこと。平成 23 年（2011 年）年 1 月 1 日現在、世界 150 か国・地域 4,467 都市の賛同を得ている。
民生委員・児童委員	社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進などを主な職務として厚生労働大臣から委嘱され活動している。児童福祉に関する援助・指導を行う児童委員は、民生委員が兼ねている。また、平成 6 年（1994 年）からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されている。
メセナ活動	芸術文化支援を意味するフランス語で、企業が地域における社会貢献の一環として行う文化芸術支援活動のこと。
夜間人口	国勢調査時に、調査の地域に常住している人口。
ライフステージ	人間の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。
リーマン・ショック	平成 20 年（2008 年）9 月に、アメリカの大手証券会社のリーマンブラザーズが経営破たんしたことによって、アメリカ経済に対する不安が広がり、それが世界的な金融不安、金融危機へと連鎖し、世界経済に大きな影響が生じたこと。
ワーク・ライフ・バランス	1980 年代からアメリカで始まった、仕事と私生活のバランスを取ろうという考え方で、古くは社会進出した女性が家庭とのバランスを取りやすくするとの考え方であったが、1990 年代後半からは、企業において男女を問わず優秀な人材の確保と定着、生産性の向上などを目的として導入され、育児・介護への援助制度をはじめ、柔軟で多様な就業形態や労働時間に取り組みされている。
ワークショップ	もともとは、「職場」「作業場」「工房」など、共同で何かをつくる場所を意味する言葉。まちづくりでは、住民や専門家、行政などの参加者が話し合い、アイデアを出し合ったり、合意形成を行う場のこととして用いられる。
わくわく広場	放課後子ども教室の愛称。子どもたちを社会全体で育むため、学校などを活用して、安心・安全な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援するもの。
ワンストップサービス	パソコンや 1 つの場所で必要とする手続きができる総合窓口サービス。





## 第 4 次摂津市総合計画

---

平成 23 年（2011 年）2 月発行

編集・発行 / 摂津市 市長公室 政策推進課

〒 566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

電 話 06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

ホームページ / <http://www.city.settsu.osaka.jp/>





## 第4次摂津市総合計画

平成23年(2011年)2月発行

編集・発行/摂津市 市長公室 政策推進課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

電 話 06-6383-1111(大代表)

072-638-0007(代表)

ホームページ/<http://www.city.settsu.osaka.jp/>

